

## 福祉サービス第三者評価機関新規認証について

下記法人より評価機関の認証申請があり、認証基準に基づき審査したところ、要件を満たしているので、静岡県福祉サービス第三者評価機関認証等実施要領第4条第2項の規定に基づき、推進委員会の意見を伺う。

### 1 申請法人の概要

法人名・代表者名	株式会社 CoAct 代表取締役 渡嘉敷 唯之
所在地	静岡市清水区押切 861-8
評価調査者	登録者5人（b要件：4人、c要件：1人） 全員本県の養成研修を修了している。
会社概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業のリスクマネジメントに関するコンサルティング業務</li> <li>・ 企業の人材育成、確保に関するコンサルティング業務</li> <li>・ 研修会の企画・開催</li> <li>・ 防災用品等の販売</li> <li>・ web システムの開発及び販売</li> </ul>

### 2 事務局意見

- ① 申請法人は静岡県福祉サービス第三者評価機関認証等実施要領及び実施細則に規定する要件を具備している。（別紙 第三者評価機関認証審査表 参照）
  - ② 本県内で第三者評価を行う登録者5人は、全員、本県の養成研修を修了済である。
- ①、②により、新規認証して差し支えないと判断する。

※参考：静岡県福祉サービス第三者評価機関認証等実施要領  
（評価機関の認証）

第4条 評価機関として認証を受けようとする法人の代表者は、法人の組織、事業内容を示す書類、予定する第三者評価事業の内容を示す書類及びその事業実施に関する誓約書等を添えて、認証申請を行う。

- 2 県は、前項の申請を受けて、認証基準に基づく審査を行い、その要件を満たす場合は、これを認証する。認証に当たっては、あらかじめ静岡県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）の意見を聴かなければならない。
- 3 県は、評価機関を認証した場合、又は認証しなかった場合は、決定後、速やかにその旨を申請者に通知する。

## 第三者評価機関認証審査表

項目	要件	審査結果
1 組織等に関する要件	法人格を有すること。	株式会社として登記されている。
	評価調査者が、a・bそれぞれを含め、3名以上いること。 なお、cは調査の際、a・bいずれかに位置付ける。 a 組織運営管理業務の3年以上の経験者 b 福祉、医療、保健分野の有資格者及び学識経験者で3年以上の経験者 c a・bの要件を共に満たす者	計5名が所属 a : 0人 b : 4人 c : 1人
	評価調査者は県の行う養成研修の修了者であること。	全員養成研修を修了している。 R03b : 4人、R03c : 1人
	継続研修の受講機会を確保すること。	令和3年度継続研修を受講予定。
	福祉サービスを提供していないこと。	評価機関認証実施細則第3条に規定する福祉サービスは提供していない。
2 評価の実施範囲等に関する要件	評価機関の法人役員及び会員が福祉サービスの経営者又は従事者である場合は、当該事業者の評価を行わないこと。 外部有識者による評価委員会を設置し、評価結果の承認を得る場合はこの限りでない。	法人役員は代表取締役1人のみ。福祉サービス事業を提供していないため、評価委員会は設置はしない。
	所属の評価調査者が関係するサービス事業者の評価を行わないこと。	「倫理規程」第3条において、利害関係を生じないものとする規定されている。
3 評価内容、評価手法等に関する要件	県の推進要綱、実施要領等に定められた評価基準、評価手法及び評価結果の取扱いに関する規定を満たすこと。	評価基準：県の基準により実施する。 評価手法・結果取扱い：県の規定に沿って実施する。
	評価結果の公表は、県の公表基準等によること。	県の公表基準等に沿って公表する。
4 事業内容等を明示する規程等に関する要件	次の規程等が整備され、公開されること。 ・評価調査者一覧 ・事業内容等に関する規程 ・第三者評価の手法 ・守秘義務に関する規程 ・倫理規程 ・料金表 ・評価事業の実績	実績以外の規程は整備されている。
5 苦情処理体制に関する要件	事業者等からの苦情等への対応体制を整備していること。	苦情窓口、苦情解決方法を整備している。
総合判断		○